

平成 31 年 3 月 22 日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 天 方 浩 之
同 鶴 谷 隆
同 光 田 周 史

- 1 請求人は、平成 28 年度において、京都市立東総合支援学校の進路指導主事の職務に就いていた教諭（以下「本件教諭」という。）が生徒 A の進路指導において職務を誠実に遂行することなく怠っていたと主張するところ、本件請求は、同年度に本件教諭が当該生徒の進路の指導に関する職務に従事したことにつき支給された特殊勤務手当の支出（以下「本件支出」という。）を対象とするものであると解される。
- 2 法第 242 条第 1 項が定める住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る当該普通地方公共団体の長その他の職員による財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものである（最高裁第二小法廷昭和 62 年 2 月 20 日判決参照）。
そうすると、京都市監査委員に対する住民監査請求の対象となるのは、京都市長その他の京都市職員（以下「市長等」という。）による財務会計上の行為又は怠る事実のみである。
- 3 平成 28 年度における総合支援学校（学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校）の教諭の給料、手当等は、市町村立学校職員給与負担法（同年度当時に適用があったもの）第 1 条の規定に基づき、京都府が支出しており、京都市が支出していたものではない。
そのため、本件教諭に対する本件支出は、京都府知事その他の京都府職員により、京都府において行われたものである。
- 4 したがって、本件請求は、京都市監査委員に対する住民監査請求の対象となる市長等が行う財務会計上の行為を対象とするものではなく、法第 242 条第 1 項の規定に適合し

ているとは認められない。

【参照】 関係法令等の内容（平成 28 年度当時に適用があったもの）

市町村立学校職員給与負担法（抄）

第 1 条 市（特別区を含む。）町村立の…特別支援学校の…教諭…のうち次に掲げる職員であるものの給料，…特殊勤務手当，…は，都道府県の負担とする。

(1) (略)

(2) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号。以下「高等学校標準法」という。）第15条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第24条各号に掲げる者を含む。）

(3) (略)